

甲府市インターンシップ受入助成金交付要綱

令和3年4月27日

産 第 1 号

(趣旨)

第1 この要綱は、市内の中小企業者等による積極的なインターンシップの受け入れを促進することにより、産業人材の育成及び学生の市内就職を図るため、甲府市インターンシップ受入助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、甲府市補助金等交付規則（昭和38年11月規則第50号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条に規定する中小企業者又は小規模企業者をいう。ただし、次の者を除く。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（法第2条に規定する中小企業者及び小規模企業者以外の会社。以下同じ。）が所有している者

イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している者

(2) 学生 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定による高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学若しくは高等専門学校、同法第124条の規定による専修学校又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条の規定による職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校若しくは職業能力開発校に在籍する者をいう。

(3) インターンシップ 学生を対象に市内の中小企業者等が一定期間実施する就業体験をいう。

(対象者)

第3 助成金の交付の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に事業所を有する中小企業者等であること。
- (2) 市内の事業所に常時使用する従業員を2名以上雇用していること。
- (3) 申請時において市税に滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する者は交付対象としない。

- (1) 宗教上の組織、団体又は政治団体
- (2) 甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第1号から第3号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者（当該者から委託を受け同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者を含む。）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者

（助成金の額）

第4 インターンシップにより学生を受け入れた中小企業等に対する助成金の額は、1日あたり10,000円とし、年間50,000円を上限とする。

2 前項の場合において、インターンシップの実施時間は1日当たり6時間以上とする。

3 前項の規定にかかわらず、1日6時間に満たないインターンシップを実施する場合については、実施期間における実施時間の合計を6時間で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）をもって実施日数とする。

4 第1項の助成金は、予算の範囲以内とする。

（助成金の申請等）

第5 助成金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、甲府市インターンシップ受入助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 法人にあつては履歴事項全部証明書
- (2) 法人にあつては資本金の出資者のわかる書類（法人税申告書の別表ニ「同族会社の判定に関する明細書」等）
- (3) 市内に事業所を有することを証する書類（法人にあつては、法人市民税確定申告書又は法人市民税納税証明書等の写し、個人事業主にあつては、所得税確定申告に係る収支内訳書又は青色申告決算書若しくは開業届書等）
- (4) 誓約書（別紙1）
- (5) インターンシップ実施計画書（別紙2）
- (6) 市税等に未納のない証明書
- (7) 国等から助成又は補助を受けるとき又は受けたときは、それを確認できる書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第6 市長は、第5の申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を

決定し、その旨を甲府市インターンシップ受入助成金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（交付決定の取消及び返還）

第7 市長は、助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定を取消すこととし、甲府市インターンシップ受入助成金交付決定取消通知書（第3号様式）により通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 交付を受けた助成金を目的以外に使用したとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずるときは、甲府市インターンシップ受入助成金返還命令書（第4号様式）により行うものとする。
（実績報告）

第8 交付決定者は、事業実施後、速やかに甲府市インターンシップ受入助成金事業実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（別紙3）
- (2) 国等から助成又は補助を受けるとき又は受けたときは、それを確認できる書類
- (3) インターンシップにより受け入れたことがわかる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付の確定）

第9 市長は、第8の規定により提出された報告書等を審査し、適当と認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、甲府市インターンシップ受入助成金交付確定通知書（第6号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（経過報告）

第10 市長は、甲府市インターンシップ受入助成金交付事業の実施状況確認のため、交付決定者に対し、現地調査及び事業実施経過について聞き取り等を行うことができる。

（その他）

第11 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行し、令和3年6月1日以降にインターンシップにより学生を受け入れた場合に適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。